

第2章 特掲診療料 第12部 放射線治療 第2節 特定保険医療材料  
M200 特定保険医療材料

M200 特定保険医療材料

材料価格を10円で除して得た点数

「診療報酬の算定方法の一部を改正する件」（令和4年3月4日 厚生労働省告示第54号）

告示	通知
<b>注</b> 使用した特定保険医療材料の材料価格は、別に厚生労働大臣が定める。	